

生活に困ったときの 生活保護制度

2008年3月改訂版



- Q 1 生活保護はどんな場合に利用できますか？
- Q 2 福祉事務所で保護を断られたらあきらめるしかありませんか？
- Q 3 申請はどこにするのですか？
- Q 4 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？
- Q 5 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？
- Q 6 現金を持っていると利用できないのですか？
- Q 7 収入があると生活保護は利用できませんか？
- Q 8 生命保険は解約しなくてはならないのですか？
- Q 9 学資保険を続けることはできますか？
- Q 10 野宿生活でも生活保護は利用できますか？
- Q 11 住む所がないと最初は施設に入るのですか？
- Q 12 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？
- Q 13 持ち家があるのですが生活保護は利用できますか？
- Q 14 住宅ローンが残っていても大丈夫ですか？
- Q 15 借金がありますが生活保護は利用できますか？
- Q 16 自動車やバイクは持てないのですか？
- Q 17 65歳未満だと生活保護は利用できないのですか？
- Q 18 どうすれば本気で仕事を探していると認められますか？
- Q 19 親族に連絡すると言われましたが、どういうことですか？
- Q 20 親族に居場所を知られない方法がありますか？
- Q 21 生活福祉資金貸付制度とはどんな制度ですか？
- Q 22 生活保護が認められない場合はどうすれば良いですか？
- Q 23 生活保護は打ち切られることがありますか？
- Q 24 保護辞退届けにはどういう意味があるのですか？

※ 参考書のご案内

※ 全国の生活保護の申請や利用についての相談窓口

Q1 生活保護はどんな場合に利用できますか？

国が定めている「最低生活費」以下の収入しかなく、手持金や貯金などもわずかになり、今！生活に困窮している状況であれば誰でも生活保護制度を利用できます。最低生活費は、地域や年齢で細かく決められていますが、家賃・医療費・介護費を別にした生活費が1人暮らしで6～8万程度、2人で9～12万円程度、3人で12～15万程度がおおまかな目安となります。

Q2 福祉事務所で保護を断られたらあきらめるしかありませんか？

不当に追い返されている可能性もあるので、あきらめる必要はありません。申請権があるので、申請書を出してもらい、「申請」しましょう。

Q3 申請はどこにするのですか？

住民票に関係なく、今あなたがいる場所の市役所、区役所、役場で申請できます。

Q4 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？

外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなどの定住性のあるビザを持っている場合は生活保護を利用することができます。申請は外国人登録証のある場所の福祉事務所に行います。

※ 就労ビザや留学生ビザなど定住性がないビザの方は裏表紙の相談窓口にご相談下さい。

Q5 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？

本来は申請のあった日から14日以内に書面で通知されることになっていますが、実際には30日程かかることが多い状況です。また30日を過ぎれば却下されたとみなして不服申し立てもできます。

Q6 現金を持っていると生活保護は利用できないのですか？

現金や預金の合計がQ1の最低生活費以下であれば利用できます。ただし基準の半額を超える分は最初の保護費から差し引かれます。

Q7 収入があると生活保護は利用できませんか？

収入があっても、最近の3ヶ月の平均収入が最低生活費以下であれば足りない分が支給されます。また医療費や介護費がかかる場合はその分もプラスされます。

Q8 生命保険は解約しなくてはいけないのですか？

解約したときの払戻金がQ1の最低生活費のおおむね3ヶ月以下で、保険料が最低生活費の1割程度以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険などについては解約して払戻金を生活費に当ててを求められます。

Q9 学資保険を続けることはできますか？

解約返戻金が50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し始めた後で新たに加入することもできます。

Q10 野宿生活でも生活保護は利用できますか？

今いる場所の福祉事務所で申請できます。通常の生活費とは別に、アパート暮らしを始めるための敷金や生活用品代も受け取れます。

Q11 住む所がないと最初は施設に入るのですか？

本人の希望する場所で暮らすことができます。施設を断って最初からアパート暮らしを始めることもできます。

Q12 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？

支給される家賃額に上限がありますが利用できます。保護が始まったあとに低額な家賃の住居に転宅するように言われることがあります。その場合は転居に必要な敷金等も支給されます。

Q13 持ち家があるのですが生活保護は利用できますか？

住むための家や活用している農地などは問題ありません。ただし資産価値が大きい土地や豪邸は処分して生活費に当てることを求められることがあります。

Q14 住宅ローンが残っていても大丈夫ですか？

原則として生活保護費で住宅ローンの支払いをすることはできません。例外的にローンの残金が少ない場合はローンの支払いを認められる事があります。住宅ローンが払えず家を手放さざるを得ない状態の場合も生活保護を利用できます。

Q15 借金がありますが生活保護は利用できますか？

利用できます。ただし、保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、法律家に相談して任意整理や自己破産などで借金を整理しましょう。法律家の費用は分割で払う制度もあります。

※ 借金の整理については裏表紙の相談窓口にご相談ください。

Q16 自動車やバイクは持てないのですか？

自動車は保有も運転も原則として制限されているのが現状です。仕事で原動機付自転車を使っている場合は認められることがあります。

Q17 65歳未満だと生活保護は利用できないのですか？

年齢制限はありません。18歳～64歳は働ける年齢とされていますが本気で仕事を探しているのに就職できない場合や収入が少ない場合は誰でも生活保護を利用することが出来ます。

Q18 どうすれば本気で仕事を探していると認められますか？

求人情報誌や新聞の求人欄を見たり、ハローワークに行ったり、電話をしたり、面接に行ったりした日時や内容をメモに残して福祉事務所で確認してもらいましょう。

Q19 親族に連絡すると言われましたが、どういうことですか？

生活保護を申請すると福祉事務所は、親や兄弟に「〇〇さんが生活保護の申請をしましたが、経済的な援助ができますか？」と問い合わせをします。親や兄弟は出来る範囲で援助すれば良いことになっており、金銭的に余裕がない場合は自由に断ることができます。

Q20 親族に居場所を知られない方法がありますか？

虐待を受けたなどの場合は連絡しないように福祉事務所に伝えれば、居場所を知られないようにしてもらえます。

Q21 生活福祉資金貸付制度とはどんな制度ですか？

社会福祉協議会が、急にお金が必要になった場合や修学資金を一時的に貸してくれる制度です。返済しなくてはなりませんから、収入の見込みがはっきりしない場合は生活保護制度を利用するべきでしょう。なお住民票と連帯保証人が必要です。

Q22 生活保護が認められない場合はどうすれば良いですか？

もう一度申請することも不服審査請求をすることもできますのであきらめることはありません。福祉事務所で「生活保護申請の取下げ」をする様に言われる事がありますが応じる必要はありません。

Q23 生活保護は打ち切られることがありますか？

福祉事務所が生活保護を打ち切るには面倒な手続きが必要ですが、最近は収入が少なくても、「仕事を探す努力をしていない」などの理由による無謀な打ち切りが増加しています。このよう場合には都道府県知事に不服申し立てができます。

Q24 保護辞退届けにはどういう意味があるのですか？

生活保護の無理な打ち切りを隠すために、自分から生活保護はいらないと申し出たことにする「保護辞退届け」に署名・捺印をするように求められる事があります。辞退届を書く義務はありません。

参考書のご案内

・生活保護の利用をしたいと考えている方には・・・

「あなたにもできる！本当に困った人のための
生活保護申請マニュアル」 湯浅 誠 著 1200円
全国の書店で購入できます

・支援者の方には・・・

「必携！法律家・支援者のための生活保護申請マニュアル」
生活保護問題対策全国会議 編 1500円
購入申し込み

072-970-2233（司法書士 徳武聡子 FAX）

全国の生活保護の申請や利用についての相談窓口

- ・東北生活保護利用支援ネットワーク
022-721-7011（受付：平日13時～16時）
 - ・首都圏生活保護支援法律家ネットワーク
048-866-5040（受付：平日10時～17時）
 - ・生活保護支援ネットワーク静岡
054-636-8611（受付：平日10時～17時）
 - ・東海生活保護利用支援ネットワーク
052-911-9290（受付：火・木13時～16時）
 - ・近畿生活保護支援法律家ネットワーク
078-371-5118（受付：平日10時～16時）
 - ・生活保護支援九州ネットワーク
097-534-7260（受付：平日10時～17時）
- ※ お住まいの地域にネットワークがない方は、
首都圏生活保護支援法律家ネットワークにご連絡ください。

編集 生活保護問題対策全国会議

事務局 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16

西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所内

Mail: info@seihokaigi.com URL: <http://seihokaigi.com>

取扱い団体・事務所